

◆弁護士へのご意見・ご感想など

私は、迷惑防止条例違反（痴漢）を犯してしまった。犯(た)罪にまで説(せつ)す罪する気持ちを抱(いだ)きながらも、右も左も分からぬ刑事事件の処理の流れに拘束(くそく)され、逮捕(びし)・保(ほ)護(ご)調査(しや)・刑務所(けいむしょ)に収監(しゅげん)された。事件翌日、在宅起訴として釈放(しはう)され(た)。身勝手(みかつう)な想(おも)いから犯(た)とは言(い)ふ、私には妻(めぐみ)子(こ)がおります。

収監中、輪番弁護士、警察官との会話の中で“刑事事件特有な世界”で本(ほん)と感じ、これに対する峙(じ)ては法を扱(あつ)う弁護士(べんごし)が挑むことは出来ないという思いに至(いた)りました。

楠先生は、29度の依頼を通じて刑事事件をめぐるかえり他不安な状況に対する的確なサポートを下さる人間味あるHighSkillな方だ"と存(いた)りました。最後に、私、妻、子を不起訴処分へご尽力頂きました事に対して、深く御(おん)礼(らい)申(ま)さ、楠先生の良(よ)いご協力ありがとうございました。  
ご活躍をより応援(おめでつ)ります。